

(5) 公益財団法人鳥取県文化振興財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和3年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
40 人	124,210 千円	21,538 千円	35,543 千円	181,291 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和4年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
259,815 円	292,762 円	46 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	— 円	195,500 円	269,900 円	
高校卒		— 円	— 円	264,200 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

区 分

内 訳

期末手当  
勤勉手当

○常勤職員（プロパー）

[支給割合]

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.07 月分 ( 1.07 )	0.58 月分 ( 0.58 )
12月期	1.16 月分 ( 1.16 )	0.54 月分 ( 0.54 )
計	2.23 月分 ( 2.23 )	1.12 月分 ( 1.12 )

○常勤職員（県OB）

[支給割合]

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	0.655 月分 ( 0.655 )	0.395 月分 ( 0.395 )
12月期	0.655 月分 ( 0.655 )	0.395 月分 ( 0.395 )
計	1.310 月分 ( 1.310 )	0.790 月分 ( 0.790 )

○常勤職員（財団OB）

[支給割合]

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.07 月分 ( 1.07 )	0.58 月分 ( 0.58 )
12月期	1.16 月分 ( 1.16 )	0.54 月分 ( 0.54 )
計	2.23 月分 ( 2.23 )	1.12 月分 ( 1.12 )

（注）（ ）内の数値は、管理職の職員の支給割合です。

勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

職制上の段階、職務の  
級等による加算措置 無

[令和3年度実績]

支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給額
35,542,802 円	40 人	888,570 円

区 分	内 訳						
退職手当	<p>[支給率]</p> <p>退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>(その他の加算措置) 無</p> <p>[令和3年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給額 2,890,908 円</p>						
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	<p>[令和3年度実績]</p> <table border="1" data-bbox="464 757 1362 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 757 815 797">支給総額</th> <th data-bbox="815 757 1050 797">支給職員数</th> <th data-bbox="1050 757 1362 797">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 797 815 846">5,301,049 円</td> <td data-bbox="815 797 1050 846">28 人</td> <td data-bbox="1050 797 1362 846">189,323 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	5,301,049 円	28 人	189,323 円
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額					
5,301,049 円	28 人	189,323 円					

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	職務区分に応じて定額を支給			
		事務局長	50,000 円		
		事務局次長	40,000 円		
		館長	50,000 円		
		副館長、部長	45,000 円		
		副部長	35,000 円		
		課長、室長、所長、参事	30,000 円		
		総合プロデューサー	5,000 円		
		〔令和3年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
		4,560,000 円	10 人	38,000 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族		6,500 円	
		イ 子		9,200 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和3年度実績〕			
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	4,348,200 円	18 人	20,131 円		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者		家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者		借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔令和3年度実績〕			
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			2,899,300 円	11 人	21,964 円

区分	内 容								
	対象職員	支 給 月 額							
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>						
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給						
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）						
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。） 《指定公署》						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 鳥取県立県民文化会館</td> <td>鳥取市尚徳町101-5</td> </tr> <tr> <td>(2) 公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）</td> <td>鳥取県米子市末広町311 米子駅前ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）</td> </tr> </tbody> </table>	公署	所在地	(1) 鳥取県立県民文化会館	鳥取市尚徳町101-5	(2) 公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）	鳥取県米子市末広町311 米子駅前ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）
		公署	所在地						
(1) 鳥取県立県民文化会館	鳥取市尚徳町101-5								
(2) 公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）	鳥取県米子市末広町311 米子駅前ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）								
	（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。） （1月当たり 3,000 円を上限とする。）								
	オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給							
	〔令和3年度実績〕								
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額						
	4,429,440 円	26 人	14,197 円						

6 役員の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末・勤勉手当	備 考
理 事 長	100,000 円	なし	
常務理事 (常勤)	常務理事分 50,000 円	なし	その他、役職手当、通勤手当を支給
	県民文化会館 館長分 265,100 円	6月期 期末 0.655 月分 勤勉 0.395 月分 12月期 期末 0.655 月分 勤勉 0.395 月分	
非常勤理事	理事会出席 1回につき9,000円	なし	
非常勤監事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 9,000円	なし	

〔令和3年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,754,595 円	1 人	396,216 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,617,000 円	13 人	10,365 円

## 7 給与制度の変更

### (1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
給料表 (給料月額)	県に準じた給料表	財団独自給料表	県の制度に準じた 改正
期末手当 勤勉手当	<p>・常勤職員（プロパー）</p> <p>6月期 期末 1.07 月分           勤勉 0.58 月分</p> <p>12月期 期末 1.16 月分           勤勉 0.54 月分</p> <p>・常勤職員（県OB）</p> <p>6月期 期末 0.655 月分           勤勉 0.395 月分</p> <p>12月期 期末 0.655 月分           勤勉 0.395 月分</p> <p>・常勤職員（財団OB）</p> <p>6月期 期末 1.07 月分           勤勉 0.58 月分</p> <p>12月期 期末 1.16 月分           勤勉 0.54 月分</p> <p>(注) 勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載していません。</p>	<p>・常勤職員</p> <p>6月期 賞与           給料月額に乗じる割合                   1.65 月分</p> <p>          扶養手当に乗じる割合                   1.07 月分</p> <p>12月期 賞与           給料月額に乗じる割合                   1.70 月分</p> <p>          扶養手当に乗じる割合                   1.16 月分</p> <p>(注) 支給額は、給与月額及び扶養手当にそれぞれの割合を乗じて得た額の合計です。</p>	人事評価制度の見直しに伴う改正
管理職手当	<p>職務区分に応じて定額を支給</p> <p>事務局長 50,000 円</p> <p>事務局次長 40,000 円</p> <p>館長 50,000 円</p> <p>副館長、部長 45,000 円</p> <p>副部長 35,000 円</p> <p>課長、室長、所長、参事 30,000 円</p> <p>※室長は、部長級から課長級に変更</p> <p>総合プロデューサー 5,000 円</p>	<p>職務区分に応じて定額を支給</p> <p>事務局長 5,000 円</p> <p>館長 55,000 円</p> <p>部長、室長（級給6～10） 45,000 円</p> <p>部長、室長（級給1～5） 35,000 円</p> <p>副部長 35,000 円</p> <p>課長 30,000 円</p> <p>総合プロデューサー 5,000 円</p>	職務級の見直しによる改正

区分	変更後	変更前	変更理由						
通勤手当	<p>交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等使用者</li> </ul> <p>通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別急行列車等利用</li> </ul> <p>1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車料金を負担している場合（駐車場代の加算）</li> </ul> <p>通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。）</p> <p>《指定公署》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 鳥取県立県民文化会館</td> <td>鳥取市尚徳町101-5</td> </tr> <tr> <td>(2) 公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）</td> <td>鳥取県米子市末広町311 米子駅前ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）</td> </tr> </tbody> </table>	公署	所在地	(1) 鳥取県立県民文化会館	鳥取市尚徳町101-5	(2) 公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）	鳥取県米子市末広町311 米子駅前ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）	<p>交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等使用者</li> </ul> <p>通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別急行列車等利用</li> </ul> <p>1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車料金を負担している場合</li> </ul> <p>支給なし</p>	<p>県の制度に準じた改正</p>
公署	所在地								
(1) 鳥取県立県民文化会館	鳥取市尚徳町101-5								
(2) 公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）	鳥取県米子市末広町311 米子駅前ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）								



区分	変更後	変更前	変更理由
役員報酬	<p>常務理事（常勤） ・給料・報酬月額 常務理事分 50,000 円</p> <p>県民文化会館館長分 265,100 円</p> <p>・期末・勤勉手当 県民文化会館館長分 6月期 期末 0.655 月分 勤勉 0.395 月分</p> <p>12月期 期末 0.655 月分 勤勉 0.395 月分</p> <p>・備考 県民文化会館館長分 その他、役職手当、通勤手当を支給</p>	<p>常務理事（常勤） ・給料・報酬月額 常務理事分 302,000 円</p> <p>・賞与 常務理事分 6月期 賞与 給料月額に乗じる割合 1.65 月分 扶養手当に乗じる割合 1.07 月分</p> <p>12月期 賞与 給料月額に乗じる割合 1.70 月分 扶養手当に乗じる割合 1.16 月分</p> <p>・備考 常務理事分 その他、扶養手当、通勤手当を支給</p>	<p>役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正</p>
<p>(2) 適用日 令和4年4月1日</p>			